

【論 文】

最高裁判決「長崎年金二重課税事件」批判

末 永 英 男

はじめに

所得税法上、相続税との二重課税を排除する趣旨から、相続により取得した「保険金」については、所得税は非課税とすると規定している（所得税法9条1項15号（現16号））と、一般にはいわれている。しかし、相続により取得した年金受給権に基づき受け取った年金については、年金受給権とは別個のものとして所得税法上の雑所得として課税されてきた。検討する事案は、この受取年金は実質的・経済的に年金受給権と同一であり、これに所得税を課税することは二重課税であると判断した注目すべき最高裁平成22年7月6日判決（平成20年（行ヒ）第16号）である。

なお、第一審は納税者が勝訴した長崎地裁平成18年11月7日判決（平成17年（行ウ）第6号）で、控訴審は国側、つまり課税庁が勝訴した福岡地裁平成19年10月25日判決（平成18年（行コ）第38号）である。

1 事案の概要

(1) Xの夫甲は、平成8年8月1日、A生命保険会社（以下「A社」という。）との間で、甲を契約者及び被保険者、Xを受取人とする年金払生活保障特約付終身保険契約を締結し、その保険料を支払っていた。

この保険契約の内容は、甲の死亡により一時金4,000万円及び特約に基づいて年金額230万円を10年間、それぞれXに支払われるものとされていた。また、この特約年金は、年金支払期間中、将来の年金支払いに代えて、未支払分の現価の一時支払いを請求することができることとされていた。

(2) 平成14年10月28日に甲が死亡したため、XはA社に対し、保険契約に基づく請求を行い、A社は同年11月8日に死亡保険金4,000万円、年金230万円及び配当金約2万円から契約貸付金、同利息及び源泉所得税を控除した4,190万円を支払った。

(3) Xは、平成15年8月27日に甲を被相続人とする相続税申告を行ったが、その相続財産の中に、年金受給権の総額2,300万円に0.6を乗じた1,380万円が含まれていた。

(4) Xは、Xがした平成14年分の所得税の確定申告について、特約年金の源泉徴収税が所得税

から差し引かれる金額に追加されるべきであるとして更正の請求をしたが、Y 税務署長は、特約年金230万円から必要経費相当額を差し引いた220万8,000円を雑所得と認定する更正処分を行った。

(5) X はこれを不服として審査請求を経た後、提訴に及んだものである。

〈争点〉

本判決の争点は、X が受け取った年金が、①相続税法3条1項1号のみなし相続財産に当たるか否か、②所得税法上の所得に当たるか否か、③所得税法9条1項15号（現16号）により非課税となるか否かである。

〈X の主張〉

本件年金は、相続税法3条1項1号の「保険金」に該当し、みなし相続財産として相続税を課税されているので、所得税法9条1項15号により非課税所得となり、所得税法35条1項の雑所得には該当しないというべきである。

- (1) 生命保険金が年金で支払われる場合、同条項の「保険金」は、年金受給権と支分権に基づいて支払われる年金のすべてを包含したものと解すべきであり、基本権である年金受給権のみを指すものではない。
- (2) 相続税法3条1項1号の「保険金」を「受給権」と解釈した場合、その財産的価値は、受給権という債権が将来現金化することにはよかならず、債権が現金化することは権利の性質が変わるだけのことであるから、非課税規定を適用するまでもなく、年金の受取りは、所得の発生に当たらない。また、年金受給権について相続税を課し、さらに、該当受給権の支分権に基づいて支払われる年金に所得税を課することは二重課税に当たる。
- (3) 年金が雑所得に当たるとして課税するのであれば、一時払いの保険金であっても、相続開始時に受給権が発生し、その後、保険金を取得するのであるから、その取得時において一時所得又は雑所得として課税すべきことになるが、そのような取扱いになっていない。

〈Y 税務署長の主張〉

- (1) 相続税法3条1項1号にいう「保険金」とは、正確には保険契約等に基づく死亡保険金等の受給権を意味するものであり、現実に受領する金銭を意味するものではない。
- (2) 年金は、現実に支給された230万円という現金であり、それ自体定期金に関する権利ではないから、相続税法3条1項1号にいう「保険金」には該当しない。また基本債権である年金受給権に基づく権利ではあるが、一定期日の到来によって生み出された支分権、すなわち基本債権とは異なる権利に基づいて取得した現金であり、また、2回目以降の各年金も、雑所得として所得税が課税される

本件年金が雑所得に該当することは、所得税法施行令183条1項が、生命保険契約等に基づく年金の計算に関する規定を、また、同法4編4章2節に生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収に関する規定を設けていることから明らかである。

なお、所得税法9条1項15号は、本件年金のように被相続人の死亡後に実現する所得に対

する課税を許さないという趣旨ではない。

また、相続税法24条1項1号に基づく年金受給権の価額（1,380万円）と、特約年金の現価の一時支払いの請求が行われた場合の価額（特約基本年金額に算定率8.956を乗じて算出される2,059万8,800円）は異なるから、年金受給権と年金とは経済的価値が同一のものとはいえない。

本件は本人訴訟であったという点でも注目を集めたが、長崎地裁判決では、Xの主張を認容し、福岡高裁判決では、逆転させて請求を棄却したので、上告していた。

2 判旨

破棄自判、Xの請求を認容。

(1) 所得税法9条1項15号にいう『相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの』とは、相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。そして、当該財産の取得によりその者に帰属する所得とは、当該財産の取得の時ににおける価額に相当する経済的価値にほかならず、これは相続税又は贈与税の課税対象となるものであるから、同号の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される。』

(2) 「年金の方法により支払を受ける上記保険金（年金受給権）のうち有期定期金債権に当たるものについては、同項1号の規定により、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき年金の総額に同号所定の割合を乗じて計算した金額が当該年金受給権の価額として相続税の課税対象となるが、この価額は、当該年金受給権の取得の時ににおける時価（同法22条）、すなわち、将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当し、その価額と上記残存期間に受けるべき年金の総額との差額は、当該各年金の上記現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当するものとして規定されているものと解される。したがって、これらの年金の各支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものといえることができ、所得税法9条1項15号により所得税の課税対象とならないものというべきである。』

(3) 「本件年金は、被相続人の死亡日を支給日とする第1回目の年金であるから、その支給額と被相続人死亡時の現在価値とが一致するものと解される。そうすると、本件年金の額は、すべて所得税の課税対象とならないから、これに対して所得税を課税することは許されないものというべきである。』

3 相続税法3条1項1号のみなし規定 — 生命保険金は相続財産ではない

相続税法3条1項1号は、被相続人の死亡により、相続人その他の者が生命保険契約の保険金または損害保険契約の保険金を取得した場合においては、当該保険金受取人について、当該保険金のうち被相続人が負担した保険料の金額の当該契約に係る保険料で被相続人の死亡の時点で払い込まれたものの金額に対する割合に相当する部分を相続により取得したものとみなす規定である。

この場合の「保険金」とは、正確には保険契約に基づく死亡保険金等の受給権（以下、保険金請求権という）を意味するものであり、現実には受領する金銭を意味するものではない。したがって、保険契約に基づいて定期金に関する権利（以下、年金受給権という）を取得した場合も、その年金受給権は相続税法3条1項1号の「保険金」に該当し、被相続人の死亡を原因として取得した相続財産とみなされる財産である（相続税基本通達3-6）。

ではどうして生命保険契約の保険金は、相続財産とみなされるのであろうか。

保険契約者が自己を被保険者とし、さらに自己を保険金受取人としていた場合には、保険金請求権は相続財産となり、相続人に相続される。ところが、相続人を保険金受取人として指定している場合は、相続人は被相続人の死亡により保険金を受けとることができる。この場合、相続人は直接、保険者（保険会社）に対し保険金請求権を行使できるのであって、保険者も相続人に保険金を支払うものであり、被相続人に財産が帰属した後、相続人に移転するものではない。この点は最高裁も認めるところで、次のように判示している。

「保険金受取人としてその請求権発生当時の相続人たるべき個人を特に指定した場合には、右請求権は、保険契約の効力発生と同時に右相続人の固有財産となり、被保険者（兼保険契約者）の遺産より離脱しているものといわねばならない。」（最高裁昭40年2月2日判決、昭和36年（オ）第1028号）

したがって、保険金受取人として指定された相続人が取得する保険金請求権は、本来の相続財産には含まれない受取人の固有の権利であると考えべきものである。相続人が取得した時点で、本来ならば、一時所得か雑所得として課税されるべきところなのである。しかし、保険金請求権は、被相続人の相続財産に属するものではないが、相続財産と実質を同じくするものであり、被相続人の死亡を基因として生ずるため、公平の見地から、これを相続財産とみなして相続税の対象としたものと解されている⁽¹⁾。

また、同様に年金受給権も相続によって取得したものではない。ましてや、年金受給権の行使により受給する年金も当然、相続財産ではない。つまり、他の相続財産と比較したとき、保険事故の発生によって保険請求権が確定するので、この時点で、相続財産とみなすのであり、立法当時の国民感情を汲み入れえ、所得税法9条1項15号で非課税としているのである。

歴史を振り返ると、昭和13年の相続税法の改正で、次のような見地から、相続人の受け取る生命保険金に、相続財産とみなして課税されている。

「相続人の死亡により相続人の受ける生命保険金は、保険契約の発効によって、相続人が原始的に保険金を受けるのであって、被相続人に死亡当時帰属していた財産が、相続人に移るというのではないという理論で従来は非課税とされていたが、老年となって多額の保険契約をして、保険料の一時払いをする者もあって、負担衡平の見地から問題となっていたので、保険金(5,000円以上)を相続財産とみなして課税することとしたのである。」⁽²⁾

生命保険金を相続財産とみなして課税ようになってから、所得税との二重課税の問題が生じてくる。生命保険金を相続財産とみなさず、相続の時点で一種の賭博で勝ったような利得だとして、所得課税をしておけば今日の悩ましい問題は生じていなかったであろう（もちろん、昭和13年当時は、制限的所得概念のため一時所得の認識はなかった）。

4 所得税法9条1項15号(現16号)の非課税規定— 相続税との二重課税防止の規定ではない

所得税の課税方式が、経常的所得のみを課税対象とする、いわゆる制限的所得概念（源泉説）から包括的所得概念（純財産増加説）を採用する過程において、昭和22年の所得税法改正により、一時的所得にも課税する方向に進んできて、一時所得に対する課税は、昭和23年1月1日から施行されることとなった。この時、「一時所得に関する規定の整備に伴って非課税所得に関する規定を整備する必要を生じたので、一時所得のうちの非課税所得として」、「贈与（個人以外のものからの贈与を除く。）、遺贈または相続により取得したもの、生命保険契約に基づき死亡を原因として支払を受けた保険金、傷害保険契約または損害保険契約に基づき支払を受けた保険金……」（旧所得税法6条2項1号）を掲げていた⁽³⁾。

つまり、現行法の所得税法9条1項15号の非課税規定の前身は、一時所得が採用された際の非課税所得として、スタートしたのである。シャープ勧告後の昭和26年所得税法は、「左に掲げる所得については、所得税を課さない。」（傍点－筆者）として、「第9条第1項第9号に規定する所得のうち、相続、遺贈又は個人からの贈与に因り取得するもの（相続税法の規定により相続、遺贈又は贈与により取得したものを含む）」が非課税所得とされた（旧所得税法6条1項7号）。この規定による「第9条第1項第9号に規定する所得」とは、一時所得を指していたのであり、立法の経緯からは相続税との二重課税の防止という条文構成ではなかったことを確認すべきである⁽⁴⁾。

カッコ書きの「相続税法の規定により相続、遺贈又は贈与により取得したものを含む」とあるのは、昭和13年に創設されたみなし相続財産である生命保険金を指すと考えられるので、相続人が受け取った生命保険金は、一時所得としての所得だけれども課税しない規定となっていたのである。

また、現行法の所得税法9条1項15号(現16号)の非課税規定は、旧所得税法と同じく「左に掲げる所得については、所得税を課さない。」（傍点－筆者）として、「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法（昭和25年法律第73号）の規定により相続、遺贈又

は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。)」について、所得税を課さないとしている。旧法の「第9条第1項第9号に規定する所得のうち」という文言が消え、一時所得からの除外規定であるという意味がなくなり、相続等に所得税を課さないという内容に特化されている。この点をどう理解すべきか。

カッコ書きでみなし相続財産としての生命保険金を所得として課税しないと規定しているが、この点は、包括的所得概念の導入による所得概念の変化であり、相続・贈与は新しい所得の創造ではなく、特に家庭内における財産の移転に過ぎないとみるのか、家庭内の所得の移転については特別に考え、相続税もしくは贈与税において取り扱うものとしていると考えることもできる⁽⁵⁾。

いわば、現行法の所得税法9条1項15号(現16号)の非課税規定は、相続税と所得税の二重課税防止規定と理解するのではなく、相続財産としての生命保険金は、当然、包括的所得概念からすれば所得を構成するが、家庭内の財産の移転はポケットの右から左への移転に過ぎないので非課税とし、もっぱら相続税もしくは贈与税でだけ課税することを確認した規定と考えるべきではないだろうか。後述するように、昭和38年12月6日税制調査会答申は、相続税と所得税間の二重課税問題は理論的にはないものと考えたと答申しており、それを受け現行所得税法が制定されていた点を考えれば、かかる規定は二重課税防止規定ではないことが理解できるであろう。また、忘れてはならないことは、昭和22年改正で現行所得税法9条1項15号の前身の規定が設けられた当時は、相続税は遺産に課税され、贈与税は贈与者に課税されていたので、ストレートに二重課税の問題が生じた訳ではなかったということである⁽⁶⁾。

したがって、「相続税法3条1項1号の立法に際しても、同号所定のみなし相続財産である年金受給権に基づいて毎年支給される年金が所得税の課税対象となることが予定されていた。」(福岡高裁判決における控訴人(課税庁)の主張)と考えてよい。

いずれにしても、所得税法9条1項15号が、相続ないし相続により取得したものとみなされる財産に基づいて、被相続後に相続人に実現する所得に対してまで課税を許さないとの趣旨を含むものと解することはできない(福岡高裁の判示内容参考)。これは、土地を相続し、相続の後直ちに譲渡した場合を考えればよいであろう。

5 一時金と年金の課税関係 — 一時金は所得非課税、年金は所得課税

被相続人が自己を保険契約者および被保険者とし、相続人を受取人として締結した生命保険契約において、被相続人の死亡により保険金受取人が取得するものは、保険金という金銭のものではなく保険金請求権という権利であるから、相続税法3条1項1号にいう「保険金」とは保険金請求権を意味することは、既に述べた。

そうすると、相続税法3条1項1号および所得税法9条1項15号により、相続税の課税対象となり、所得税の課税対象とならない財産は、保険金請求権という権利ということになる。こ

の保険金請求権を、一時金（死亡保険金、4,000万円）と年金受給権（年金払い生活保障特約年金、230万円を10年間支払う）とに分けて取得した。

一時金は、保険金請求権を取得したときに、相続税が課税され、次いで保険金請求権を行使したとき、すなわち一時金として受け取ったとき所得税が課税されることとなるが、これは、請求権の行使と一時金の受領が同時に伴っている。したがって、正確には、保険金請求権の付与時に「収入すべき権利」が確定し所得課税がなされ（実際は、所得税法9条1項15号が働くので非課税）、その行使によって得られる一時金は単なる債権の回収と同じと考えられて、所得は生じない。

年金受給権の方はというと、年金受給権の取得時には、一時金の場合と同様に相続税が課税される。しかし、この受給権は今後、元本と運用益が一体となって毎年、受給される（毎年230万円を10年間）。雑所得として「収入すべき権利」はいつ確定するのが所得認識の要件となる（所得税法36条1項）が、これはなかなか難しい。年金受給権の行使は、毎年の年金額であり、これを所得とみるのか、それとも相続時の年金受給権の取得を所得とみるのか、検討を要する。

一時金と同様に考えるのであれば、年金受給権の付与時に所得が確定し、毎年の年金額は、元本部分が債権の回収であり、運用益部分が所得となると解するのが適切だろう（最高裁判決と同じ）。したがって、実際は、所得税法9条1項15号が働くので、年金受給権の付与時には非課税となるが、運用部分には課税されることとなる。

そこで、年金部分に全額課税をするのであれば、課税庁が一貫して主張してきたように、年金受給権を基本債権と支分権に分けて、年金受給はこの基本債権とは異なる権利に基づいて取得した現金というような考え方が必要になるであろう。例えば、減価償却資産を相続し、償却資産の利用により収益をあげていると考えると分かりやすい。つまり、減価償却資産を相続した時には相続税が課せられ、これを利用して毎年収益をあげたとすれば、この収益は紛れもなく所得であり所得税を課税されてよいであろう。年金受給の場合は、支給者は保険会社であり、相続後に実現される第三者機関からの所得であるから、包括的所得概念から導かれる純資産の増加といえる。

6 相続税と所得税の二重課税 — 二度課税と二重負担

相続税の性格をどうとらえるのかについては、議論が尽きない。相続税は所得税の補完税であるとか、遺産税方式かそれとも遺産取得税方式かなど重要なベースとなる考え方であるが、ここでの議論にはさしあたり関係ないと思われる。

そもそも相続税はなぜ存在するのか。私有財産制度のないところには、相続はない。相続とは個人的私的所有の承継である。相続税は、私有財産の承継の際にその財産の価値の一部を国家が強制的に徴収するものであり、個人的私的所有を前提とするものである⁽⁷⁾。相続税とは、

故人の生存中の富の蓄積を社会に還元するという考え方（＝遺産税方式）にしる、偶然の理由による富の増加について相続税を課するのは、所得税の補完税として、富の集中を排除する考え方（＝遺産取得税方式）にしる、いずれにしても、私有財産権の保障と富の再配分をどのように考えるかという点と結びついた重要な問題である。死亡時の所得課税の清算とする見解と資産の増加に他ならないとする見解に二分できる。

人は、所得税と相続税が存在する社会においては、獲得した富に対して生存中は所得税を、死亡時には相続税を二度課税されて課税関係を清算するのである。そして、この課税関係の決済された後の富を相続する。

相続税の納税義務者は、原則として相続により財産を取得した個人であるが、課税の対象とされる財産は被相続人の遺産であり、相続人は納税義務者として税を負担するに過ぎない。さらに、保険金の受取人である相続人は、毎年の年金に所得税が課されることになるので、単純に「二重課税」と意識してしまう。相続税は死亡した被相続人の人生最後の富の清算として課されるもので、受取人である相続人に課されるものではない。したがって、本人に代わって納付＝負担したに過ぎず、毎年の年金は、新たに実現した所得に対する課税である。この意味で、相続人は被相続人の相続税と自分の所得税を支払うことになり、「二重負担」となるのは確かである。

相続人個人だけに注目すると、二重課税のようであるが、生存中の税を所得税、死亡時の人生清算の税を相続税と考えれば、人は、所得税と相続税を二度課税されて人生を終え、相続人は、相続財産を消費し、あるいは所得を得るべく運用して所得を得、その結果、所得税を課されるのである。

ここでの二重負担であって二重課税ではないとする考え方は、昭和38年12月6日の税制調査会「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」で解決済みではなかったのか。同答申は、次のように述べている。

「年金受給権は、相続財産として時価により評価し、相続税の課税が行われ、さらに相続人がその年金受給権に基づき支払を受けるときは、その年金から被相続人が負担した掛金を控除した残額に対して所得税が課税されることとなっているところから、二重課税の弊をまぬがれないとの意見がある。

これについては、一般に資産を相続した際相続税が課税され、さらに相続人がその資産を譲渡すれば被相続人の取得価額を基として所得税が課税されることと同じ問題であって、所得税と相続税とは別個の体系の税目であることから、両者間の二重課税の問題は理論的にはないものと考える。」（傍線一筆者）

これによれば、昭和38年答申当時、既に旧所得税法上、死亡保険金として支払われる年金に対し所得税が課税されるということが定着していたこと、およびこのような解釈を前提に税調答申を受けて現行所得税法が定められており、立法の経緯からすれば、支払われる年金は所得（雑所得）であり、二重課税の問題が解決済みとして今日まで来ていたのである（福岡高裁判

決における控訴人（課税庁）の主張参照）。

おわりに

課税庁のいう毎年受け取る年金は、基本債権である年金受給権に基づく権利ではあるが、一定期日の到来によって生み出された支分権であり、所得であるという主張は、いずれにしても分かりにくい理屈であり、公正で納税者に分かりやすい租税法の解釈・適用ではない。だからといって、最高裁は市民目線で常識的な判断をしたと、その英断を讃美できるものでもない。最高裁であるが故に、立法の経緯、条文解釈、所得税と相続税の関係等について深く立ち入ったうえで、判断を下して欲しかった。

最後に、源泉徴収に関するごく簡単な本件判示部分と最高裁平成4年2月18日判決（平成2年（行ツ）第155号）との関係をどう考えるかという大変興味深い問題があるが、本稿では残念ながら見送ったことを付け加えておく。

（注）

- （1）金子 宏『租税法 [第15版]』（弘文堂、平成22年）、492頁。
- （2）武田昌輔『近代税制の沿革—所得税・法人税を中心として—』（ぎょうせい、昭和60年）、119頁。
- （3）雪岡重喜『所得税・法人税制度史草稿』（国税庁、昭和30年）、207頁。
- （4）酒井克彦「関連者間における所得移転と所得税にの課税対象（下）—収入・必要経費を巡る諸問題—」『税務事例』第39巻第8号、53-54頁参照。
- （5）水野忠恒『租税法 [第4版]』（有斐閣、2009年）、156頁。
- （6）注釈所得税法研究会編『注釈所得税法（四訂版）』（（財）大蔵財務協会、平成17年）798頁。
- （7）水野、前掲書、608-609頁。